

議案第 3 号

路線バス「(仮称) 石塚・内原線」の運行について

このことについて、別紙 2 のとおりとする。

令和 5 年 8 月 29 日 提出

水戸市都市交通戦略会議
会 長 金 利 昭

路線バス「(仮称)石塚・内原線」の運行について

1 趣旨

これまで「いばらき県央地域連携中枢都市圏」関連事業として、路線バス「石塚・赤塚線」を運行してきた。

この度、本市～城里町間における広域公共交通ネットワークの更なる強化を図るため、新たな路線バス「(仮称)石塚・内原線」の運行を計画している。

当該バスをより多くの住民に利用してもらうため、道路運送法第9条第4項及び道路運送法施行規則第9条の2の規程に基づく協議運賃を適用し、片道最大500円で利用できるようにしたい。

2 運行の背景

(1) 城里町

城里町では、町民の買い物及びレジャー活動の場として、また、施設内に併設されている医療機関への通院手段として、公共交通によるイオンモール水戸内原への移動需要が高まっている。

また、町内には鉄道駅が存在せず、現在、石塚から水戸駅や赤塚駅までを結ぶ路線バスが運行しているが、特に休日における、鉄道駅への更なるアクセス手段の確保を課題としている。

(2) 水戸市

城里町と隣接する山根地区は、公共交通空白地区対策として水都(すいっと)タクシーを運行しており、かつ、既に連携中枢都市圏事業として運行中の「石塚・赤塚線」が通過しているが、依然として、市内でも公共交通の利便性が低い地区に該当する。

また、山根地区と内原地区の間に位置する加倉井町は、比較的バスが運行している双葉台地区に含まれる一方で、国道50号周辺を除き、バスの利便性が低い地域となっている。

3 運行概要

(1) 運行区間

石塚車庫～谷津三差路～イオンモール水戸内原～内原駅

(2) 運行開始予定日

令和6年4月6日(土曜日)

(3) 運行日

土曜日、日曜日及び祝日

※ お盆期間及び年末年始も運行

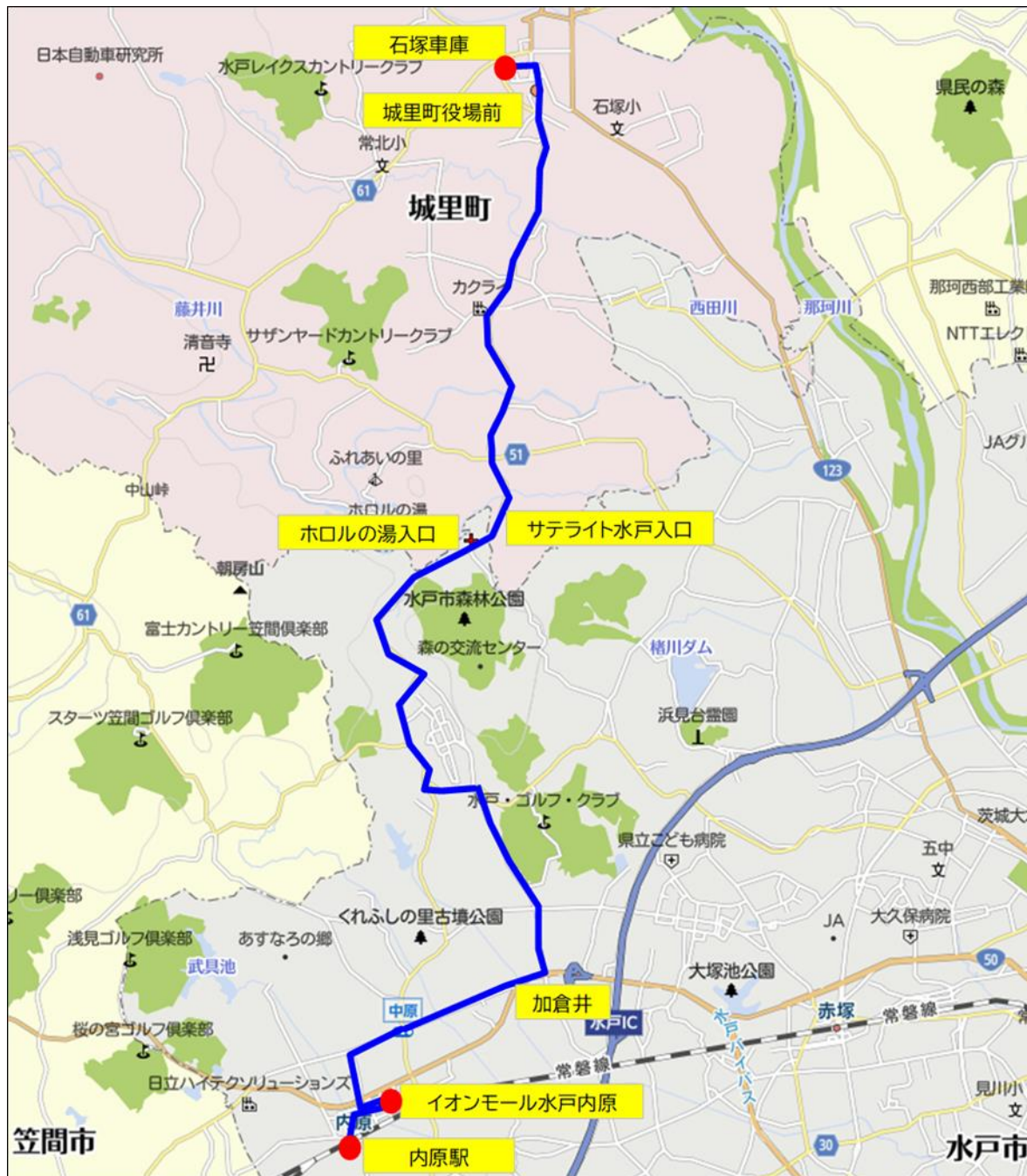
(4) 運行本数

- ・ 往路(石塚車庫→谷津三差路→イオンモール水戸内原→内原駅) 3本
- ・ 復路(内原駅→イオンモール水戸内原→谷津三差路→石塚車庫) 3本

(5) 運行事業者

茨城交通株式会社

(6) 運行ルート



(7) 運賃表

協議運賃を適用し、片道500円を上限運賃として運行したい。

なお、杉崎南～イオンモール水戸内原間及びイオンモール水戸内原～内原駅間は、既存系統の運賃に準拠し、片道100円とする。

(単位:円)

																		石塚車庫														
																		常北中学校入口	170													
																		北米	170	170												
																		石原	170	170	220											
																		増井	170	180	210	260										
																		小松	170	190	240	260	330									
																		森林公園西	170	210	250	310	340	390								
																		木葉下	170	220	290	330	380	410	460							
																		みか野	170	200	260	330	370	420	440	500						
																		谷三津路	170	170	240	320	370	410	460	490	500					
																		水戸ゴルフクラブ入口	170	190	240	310	370	420	460	500	500	500				
																		大足火の見下	170	200	240	280	340	380	420	460	500	500	500	500		
																		石塚街道	170	220	250	290	320	380	420	460	500	500	500	500		
																		杉崎南	170	170	230	280	320	350	410	450	490	500	500	500	500	
																		イオンモール水戸内原	100	170	200	280	300	340	380	420	470	500	500	500	500	500
																		内原駅	100	170	190	230	310	330	370	400	450	500	500	500	500	500

(8) 時刻表及びバス停留所一覧

■石塚車庫→イオンモール水戸内原・内原駅

停留所名		通過予定時刻		
1	石塚車庫	9:30	11:30	14:00
2	石塚十文字	9:30	11:30	14:00
3	石塚本町	9:30	11:30	14:00
4	城里町役場前	9:31	11:31	14:01
5	常北中学校入口	9:31	11:31	14:01
6	北米	9:32	11:32	14:02
7	石原	9:34	11:34	14:04
8	磯野入口	9:34	11:34	14:04
9	増井	9:35	11:35	14:05
10	関根	9:36	11:36	14:06
11	小松農業倉庫前	9:37	11:37	14:07
12	小松	9:38	11:38	14:08
13	サテライト水戸入口	9:40	11:40	14:10
14	森林公園西口	9:41	11:41	14:11
15	ホロルの湯入口	9:42	11:42	14:12
16	木葉下	9:43	11:43	14:13
17	香取神社前	9:44	11:44	14:14
18	金山	9:45	11:45	14:15
19	みか野	9:46	11:46	14:16
20	谷津	9:47	11:47	14:17
21	谷津三差路	9:48	11:48	14:18
22	中山	9:49	11:49	14:19
23	水戸ゴルフクラブ入口(新設)	9:53	11:53	14:23
24	妙徳寺前(新設)	9:55	11:55	14:25
25	加倉井(新設)	9:56	11:56	14:26
26	大足火の見下	9:58	11:58	14:28
27	大足	9:59	11:59	14:29
28	中原	10:01	12:01	14:31
29	石塚街道	10:02	12:02	14:32
30	杉崎十文字	10:03	12:03	14:33
31	杉崎南	10:04	12:04	14:34
32	イオン水戸内原	10:06	12:06	14:36
33	内原駅	10:08	12:08	14:38

■内原駅・イオンモール水戸内原→石塚車庫

停留所名		通過予定時刻		
1	内原駅	10:22	12:55	16:10
2	イオン水戸内原	10:24	12:57	16:12
3	杉崎南	10:26	12:59	16:14
4	杉崎十文字	10:27	13:00	16:15
5	石塚街道	10:28	13:01	16:16
6	中原	10:29	13:02	16:17
7	大足	10:31	13:04	16:19
8	大足火の見下	10:32	13:05	16:20
9	加倉井(新設)	10:34	13:07	16:22
10	妙徳寺前(新設)	10:35	13:08	16:23
11	水戸ゴルフクラブ入口(新設)	10:37	13:10	16:25
12	中山	10:41	13:14	16:29
13	谷津三差路	10:42	13:15	16:30
14	谷津	10:43	13:16	16:31
15	みか野	10:44	13:17	16:32
16	金山	10:45	13:18	16:33
17	香取神社前	10:45	13:18	16:33
18	木葉下	10:46	13:19	16:34
19	ホロルの湯入口	10:47	13:20	16:35
20	森林公園西口	10:48	13:21	16:36
21	サテライト水戸入口	10:49	13:22	16:37
22	小松	10:50	13:23	16:38
23	小松農業倉庫前	10:51	13:24	16:39
24	関根	10:52	13:25	16:40
25	増井	10:53	13:26	16:41
26	磯野入口	10:53	13:26	16:41
27	石原	10:54	13:27	16:42
28	北米	10:56	13:29	16:44
29	常北中学校入口	10:57	13:30	16:45
30	城里町役場前	10:58	13:31	16:46
31	石塚本町	10:58	13:31	16:46
32	石塚十文字	10:58	13:31	16:46
33	石塚車庫	11:00	13:33	16:48

4 その他

本路線に係る軽微な事項の変更については、書面による報告により、会議の議決に代えることができるものとする。

【参考】

道路運送法

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

二 （略）

三 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

四 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

道路運送法施行規則

第九条の二 法第九条第四項の協議が調ったときとは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。